

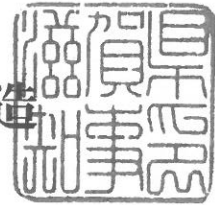


滋監第1207号
平成30年10月30日

(株) R-t e c

宮崎 新 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般 建設業の許可について（通知）

平成30年10月 5日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

なお、京都府知事 に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

| | |
|---------------|---|
| 許 可 番 号 | 滋 賀 県 知 事 許 可 (般 - 30) 第 13467 号 |
| 許 可 の 有 効 期 間 | 平 成 30 年 10 月 30 日 か ら 平 成 35 年 10 月 29 日 ま で |
| 建 設 業 の 種 類 | |

とび・土工工事業
防水工事業

塗装工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成35年 9月 29日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)